

企業におけるパワハラ防止対策

近年、職場における「いじめ・嫌がらせ」に関する労働相談の件数が増加しており、自殺に至る事案も生じているなど、職場のパワーハラスメントは大きな問題となっている。また、取引先など他の企業の従業員や過剰クレームなどの消費者等からのハラスメントも問題となっており、これらハラスメント防止を事業者に義務付ける法案が今国会に提出され、審議されている。

本セミナーは、改正法案のポイントや企業の取るべき対応について、法的な観点から分かり易く解説します。

セミナーメニュー

- **パワハラ防止に係る法律案の概要**（背景、目的、主な改正内容等）
- **人事労務管理への影響**
 - ・ 相談体制の整備と事実関係の調査・確認
 - ・ 被害者保護と加害者の処分
 - ・ 再発防止策と就業規則の策定 等
- **今後の動向**（指針と厚生労働省労働政策審議会の検討結果等）

講師

法律事務所八丁堀法律センター 弁護士 くどう ゆうこう 工藤 勇行 氏



■プロフィール

2007年 弁護士登録

2010年 法律事務所八丁堀法律センター勤務（現在に至る）
広島弁護士会 労働法制委員会 副委員長
広島労働弁護団 幹事

■著書等

「ケーススタディ労働事件の実務」（ぎょうせい）

日時・場所

会場	日時	場所
広島	令和元年11月15日(金) 13:30~16:00	サテライトキャンパスひろしま 505号会議室 (広島市中区大手町1-5-3)
福山	令和元年11月22日(金) 13:30~16:00	エフピコRiM7階「セミナールームB」 (福山市西町1-1-1)

※ 定員各40名程度（会場の都合により会員を優先する場合があります）

申込

別紙の申込書に記入し、メール、
FAX、又は郵送してください。

【問合せ先】
広島県労働協会事務局
〒730-8511 広島市中区基町10-52
(広島県商工労働局雇用労働政策課内)
TEL 082-513-3411
FAX 082-222-5521

(別紙)

企業におけるパワハラ防止対策 受講申込書

宛先 広島県商工労働局雇用労働政策課 労働福祉グループ

FAX 082-222-5521

メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

※ メールで申し込まれる場合は、表題を「労働協会セミナー申込」として、申込書と同じ内容を記入していただくか、PDF ファイル等を添付してお送りください。

【連絡先等】

企業, 労働組合等の名称				
所在地	〒			
とりまとめ担当者の役職, 氏名				
連絡先	電話		FAX.	
	メールアドレス			

【受講希望者】

日 時 場 所		出 席 者	
		役 職	氏 名
広島会場	令和元年11月15日(金) 13:30~16:00		
福山会場	令和元年11月22日(金) 13:30~16:00		

※ ご記入いただいた個人情報は、広島県及び広島県労働協会の事業案内にのみに利用し、その他の利用はいたしません。

【福山会場】

エフピコRiM7階セミナールーム
(福山市西町1-1-1)



電話 084-923-1191

※駐車料金は150円/30分

- ・ 駐車場は1時間分無料
- ・ 各店で買物等した場合、もう1時間30分無料

【広島会場】

サテライトキャンパスひろしま
(広島市中区大手町一丁目5-3)



電話 082-258-3131

※県民文化センターの駐車場(170円/30分)がありますが、収容台数が少ないため、お車での来所は極力ご遠慮ください。